No.

住民票・印鑑・戸籍・身分証明書 等 交付請求書

● 窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）をご提示ください。
● 鉛筆や消せるボールペンは使わないでください。

さいたま市　　区長あて

令和　　年　　月　　日

窓口に来られた方

住所

フリガナ

氏名

電話（携帯可）　（　　）

使いみち　具体的にお書きください。例（勤務先に提出のため・企業年金請求のため等）

会社の使者のとき

所在地

会社名　　印

電話　（　　）

住民票

どなたの証明が必要ですか

□窓口に来られた方と同じ（☑をすれば記入不要）
住所　さいたま市　　区

□窓口に来られた方と同じ（☑をすれば記入不要）
フリガナ
氏名
生年月日　明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日

関係は　本人　同じ世帯の方　代理人　その他（　　）

必要な証明は

世帯全員	通	個人	通	除票	通
記載事項証明	通	市様式（全員・個人）		不在住証明	通

右の項目をのせますか
※本籍は日本人のみ
※国籍は外国人のみ

本籍・筆頭者を　（のせる・のせない）
続柄・世帯主名を　（のせる・のせない）
国籍・在留期間等を　（のせる・のせない）

他の指定　個人番号・住民票コード・履歴・その他

● 必ず印鑑登録証を添えてご申請ください。印鑑登録証がない場合は印鑑証明を発行できません。

印鑑証明

住所 □窓口に来られた方と同じ（☑をすれば記入不要）
さいたま市　　区

□窓口に来られた方と同じ（☑をすれば記入不要）
フリガナ
氏名
生年月日　明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日
登録番号　住力　通

住所 □窓口に来られた方と同じ（☑をすれば記入不要）
さいたま市　　区

□窓口に来られた方と同じ（☑をすれば記入不要）
フリガナ
氏名
生年月日　明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日
登録番号　住力　通

● 本籍と住所が同じ場合でも本籍をご記入ください。

戸籍

どなたの証明が必要ですか

本籍　さいたま市　　区　　番地　　番

□窓口に来られた方と同じ（☑をすれば記入不要）
フリガナ
筆頭者
筆頭者の生年月日　明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日

□窓口に来られた方と同じ（☑をすれば記入不要）
必要な方の名前（個人の証明の場合）
必要な方の生年月日　明・大・昭・平・令・西暦　年　月　日

筆頭者と請求者の関係　本人　夫・妻　父母　子　祖父母　孫　代理人　その他（　　）

必要な証明は

戸籍全部[戸籍謄本]	通	附票（全部・一部）	通			
戸籍個人[戸籍抄本]	通	※右の項目をのせますか → 本籍・筆頭者（のせる・のせない）／在外選挙人登録情報（のせる・のせない）				
除籍全部[除籍謄本]	通	身分証明書	通	不在籍証明	通	
除籍個人[除籍抄本]	通	一部事項証明（戸籍・除籍）	通	受理証明	通	
改製原戸籍（昭・平）（謄本・抄本）	通	記載事項証明（戸籍・除籍）	通	届書記載事項証明	通	

出産一時金証明等　　簡易保険等

件名:　　届
届出日:　・　・
届出区:　　区

職員記入欄

受付	時刻	疎明資料・委任状	作成	照合	住 通	記載 年金 不住 通	印 通	全部 通	個人 一部 通	CP除・除籍 除一部 通	原戸 通	届書 記載 受理 通	附票 身分 不籍 通	領収
	:													

免 パ 在 住B マ 手 保 年 生保 学 運経／聴
No.
（有効期限　．　．　）

	住	記載	印	全部	個人	CP除	原戸	届書	附票	計
	300 600 900 1200 円	300 600 900 1200 円	300 600 900 1200 円	450 900 1350 1800 円	450 900 1350 1800 円	750 1500 2250 3000 円	750 1500 2250 3000 円	350 700 1050 1400 円	300 600 900 1200 円	円

【注意事項】

●代理人が住民票・戸籍・身分証明書を請求するときは、委任状が必要です。

●住民票請求において、同一住所の家族であっても、別世帯の場合は委任状が必要となります。

●除票は個人単位での発行になり、原則本人のみ請求可能です。

●第三者（会社等）が請求するときは、資料の提示が必要です。（審査の結果、請求をお断りすることがあります。）

●現在住民票と除票は別々に証明されます。
また、現在住民票には履歴がのりませんので、必要な場合はお申し出ください。

●代理人が印鑑証明を請求するときは、委任状は不要です。
（ただし、本人の印鑑登録証が必要です。）

●プライバシー侵害の恐れのある請求には応じられません。
その他、窓口に来られた方、証明の種類等により、請求できる証明の内容が制限される場合があります。

●偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、罰金又は過料に処せられます。